

第437回上山市農業委員会総会議事録

1 期 日 令和7年2月26日（水）午後1時30分開会

2 場 所 市役所 401・402会議室

3 出席委員 16人

1 番 井上隆市委員 2 番 江口勘四郎委員 3 番 尾形智代委員

4 番 上妻一実委員 5 番 羽島誠一委員 6 番 吉田敏恵委員

7 番 黒田浩次委員 8 番 富田憲一委員 9 番 山川光照委員

10 番 奈良崎洋一委員 11 番 長沼健司委員 12 番 松田陽一委員

13 番 鈴木萬四郎委員 14 番 後藤敏秀委員 15 番 原田広幸委員

16 番 木村辰也委員

出席推進委員 9人

平吹正見推進委員、水沼純一推進委員、関野晴美推進委員、松田信朋推進委員、
北澤徹推進委員、木村武志推進委員、中島伸一推進委員、稲毛博推進委員、
鈴木章推進委員

傍聴 なし

4 欠席委員

5 議事日程

日程1 諸般の報告

日程2 議事録署名委員の指名

日程3 議 第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

日程4 議 第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

日程5 議 第3号 第512回農用地利用集積計画（所有権移転）について

日程6 議 第4号 第513回農用地利用集積計画（利用権設定）について

日程7 議 第5号 第514回農用地利用集積計画（転貸を伴う利用権設定）について

日程8 議 第6号 令和7年度農業労働賃金・機械利用料金標準表の公表について

日程9 議 第7号 農地賃借料情報（令和5年～令和6年分集計）の公表について

日程10 承認第1号 上山市農業委員会事務局職員の任免の取扱いについて

日程11 報告第1号 農地法第18条の規定による通知書の受理について

日程12 報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

日程13 報告第3号 使用貸借契約の解約書の届出について

日程14 報告第4号 非農地証明書の交付について

6 事務局出席職員

事務局長 伊藤智彦、係長 柏倉昌範、係員 谷澤貴子、係員 伊藤亜子

7 会議の概要

議長 (会長)	定刻になりましたので、2月18日に告示になりました、第437回上山市農業委員会総会を開会します。 出席委員は定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。本日の会議はお手元に配付しております議事日程により進めます。
議長	日程1、諸般の報告であります。事務局長より報告いたします。事務局長。
事務局長	諸般の報告を申し上げます。第1、招集告示について、令和7年2月18日、上山市農業委員会告示第2号により、令和7年2月26日、第437回上山市農業委員会総会を招集する旨告示されました。 第2、出席告知について、令和7年2月18日付け農委第319号をもって、第437回上山市農業委員会総会に出席されるよう告知いたしました。 第3、総会資料の配付について、第437回上山市農業委員会総会日程等、関係資料はお手元に配付しております。 第4、総会出欠委員数について、委員定数16人、現在出席委員16人となっております。また、推進委員が8人出席しております。以上で報告終わります。
議長	日程2、議事録署名委員の指名であります。上山市農業委員会総会会議規則第29条の規定により、議長において、7番、黒田浩次委員、13番、鈴木萬四郎委員を指名いたします。
議長	日程3、議第1号、農地法第3条の規定による許可申請について議題といたします。はじめに所有権の移転について、事務局長より提案理由の説明をいたします。事務局長。
事務局長	議第1号、農地法第3条の規定による許可申請の所有権の移転について説明いたしますので、議案書の1ページをお開きください。3件の申請がございました。 整理番号1について説明いたします。譲渡人は皆沢在住の〇〇氏、介護福祉士、譲受人は皆沢在住の〇〇氏、農業であります。皆沢地内の畑1筆について、所有権を移転するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。譲受人の要件としては、農地の全部効率活用の可否、農業常時従事の可否、地域との調和の可否はいずれ

	も可であることから、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。以上で説明を終わります。
議長	ただいまの説明に関連して、地区担当委員から現地調査の結果について報告をお願いします。11番、長沼健司委員。
長沼委員	整理番号1について、現地調査の結果を報告します。25日に電話にて聞き取りを行いました。該当の土地ですが、〇〇氏の家の裏にあります。〇〇氏が耕作している畑の真ん中に〇〇氏の土地があり、取得することは大変利便がよく、許可相当と思われます。宜しくご審議お願いします。
議長	ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑があれば発言を許します。 (なしの声あり)
議長	発言なしと認めます。お諮りいたします。農地法第3条の規定による許可申請のうち所有権移転の整理番号1については原案のとおり許可することにご異議ありませんか。 (異議なしの声あり)
議長	ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり許可することに決しました。次に、整理番号2について事務局長より説明いたします。事務局長。
事務局長	整理番号2について説明いたします。譲渡人は原口在住の〇〇氏、農業、譲受人は原口在住の〇〇氏、農業であります。原口地内の畑1筆について、所有権を移転するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。譲受人の要件としては、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。以上で説明を終わります。
議長	ただいまの説明に関連して、地区担当委員から現地調査の結果について報告をお願いします。7番、黒田浩次委員。

黒田委員	整理番号２について、現地調査の結果を報告します。１９日に〇〇氏と、〇〇氏の息子さんと現地調査を行いました。こちらは譲渡人と譲受人の親同士が何十年も前に土地を交換し、登記をせずにいたものになります。交換したのちは〇〇氏がそばや野菜を耕作しておりました。現在は〇〇氏の息子さんが草刈りなど管理をしており、ゆくゆくは耕作をする可能性があるとのことでした。何ら問題はなく許可相当と思われますが、宜しくご審議お願いします。
議長	ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑があれば発言を許します。 (なしの声あり)
議長	発言なしと認めます。お諮りいたします。農地法第３条の規定による許可申請のうち所有権移転の整理番号２については原案のとおり許可することにご異議ありませんか。 (異議なしの声あり)
議長	ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり許可することに決しました。次に、整理番号３について事務局長より説明いたします。事務局長。
事務局長	整理番号３について説明いたします。譲渡人は泉川在住の〇〇氏、無職、譲受人は旭町一丁目在住の〇〇氏、農業であります。泉川地内の畑１筆について、所有権を移転するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。譲受人の要件としては、農地法第３条第２項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。以上で説明を終わります。
議長	ただいまの説明に関連して、地区担当委員から現地調査の結果について報告をお願いします。９番、山川光照委員。
山川委員	整理番号３について、現地調査の結果を報告します。２２日、現地にて〇〇氏に話を伺いました。この土地は〇〇氏の土地の隣接地であり、〇〇氏が高齢で耕作できないからと〇〇氏に話を持ち掛けられたものになります。何ら問題はないかと思いますのでよろしくご審議お願いします。

	す。
議長	ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑があれば発言を許します。 (なしの声あり)
議長	発言なしと認めます。お諮りいたします。農地法第3条の規定による許可申請のうち所有権移転の整理番号3については原案のとおり許可することにご異議ありませんか。 (異議なしの声あり)
議長	ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり許可することに決しました。次に、使用貸借権の設定について事務局長より提案理由の説明をいたします。事務局長。
事務局長	使用貸借権の設定について説明いたしますので、議案書の2ページをお開きください。1件の申請がございました。 整理番号1について説明いたします。貸し人は山形市在住の〇〇氏、農業、借り人は山形市に事務所を有する株式会社〇〇、農業であります。下生居地内の田6筆、中生居地内の田1筆、上生居地内の田1筆について、使用貸借権を設定するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。譲受人の要件としては、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。以上で説明を終わります。
議長	ただいまの説明に関連して、地区担当委員から現地調査の結果について報告をお願いします。10番、奈良崎洋一委員。
奈良崎委員	整理番号1について、現地調査の結果を報告します。20日に電話にて話を伺いました。法人化のための使用貸借権の設定であり、なんら問題は無いと思われます。ご審議のほどよろしくお願いします。
議長	ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑があれば発言を許します。

	(なしの声あり)
議長	発言なしと認めます。お諮りいたします。農地法第3条の規定による許可申請のうち使用貸借権の設定の整理番号1については原案のとおり許可することにご異議ありませんか。 (異議なしの声あり)
議長	ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり許可することに決しました。
議長	日程4、議第2号、農地法第5条の規定による許可申請について議題といたします。はじめに、事務局長より提案理由の説明をいたします。事務局長。
事務局長	議第2号、農地法第5条の規定による許可申請について説明いたしますので、議案書の3ページをお開きください。2件の申請がございました。 整理番号1について説明いたします。譲受人は高松在住の〇〇氏、自営業、譲渡人は高松在住の〇〇氏、無職であります。自宅用の駐車場及び雪捨て場を整備するため、高松地内の畑1筆を転用するものです。土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。本件につきましては、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。以上で説明を終わります。
議長	ただいまの説明について、質疑があれば発言を許します。 (なしの声あり)
議長	発言なしと認めます。お諮りいたします。農地法第5条の規定による許可申請の整理番号1については許可相当として県知事に送付することにご異議ありませんか。 (異議なしの声あり)
議長	ご異議なしと認めます。よって、許可相当として県知事に送付することに決しました。次に、整理番号2について事務局長より説明いたしま

	す。事務局長。
事務局長	整理番号２について説明いたします。譲受人は長清水一丁目が住の〇〇氏、会社役員、譲渡人は関根在住の〇〇氏、農業であります。従業員用駐車場、農作物出荷時の仮置き場及び雪捨て場を整備するため、関根地内の畑３筆を転用するものです。土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。本件につきましては、農地法第５条第２項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。以上で説明を終わります。
議長	ただいまの説明について、質疑があれば発言を許します。 (なしの声あり)
議長	発言なしと認めます。お諮りいたします。農地法第５条の規定による許可申請の整理番号２については許可相当として県知事に送付することにご異議ありませんか。 (異議なしの声あり)
議長	ご異議なしと認めます。よって、許可相当として県知事に送付することに決しました。
議長	日程５、議第３号、第５１２回農用地利用集積計画の所有権移転について議題といたします。事務局長より提案理由の説明をいたします。事務局長。
事務局長	議第３号、第５１２回農用地利用集積計画の所有権移転について説明いたしますので、議案書の５ページをお開きください。７件の申請がございました。 整理番号１から３は関連がありますので一括して説明いたします。譲受人は小穴在住の〇〇氏、認定農業者、譲渡人は小穴在住の〇〇氏、山形市在住の〇〇氏及び相生在住の〇〇氏であります。小穴地内の畑４筆、田１筆、阿弥陀地地内の畑１筆について所有権を移転するものであり、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上の計画の内容は、旧基盤強化法第１８条第３項の各要件を満たすと考えます。以上で説明を終わります。

議長	ただいまの説明について、質疑があれば発言を許します。 (なしの声あり)
議長	発言なしと認めます。お諮りいたします。整理番号１から３については原案のとおり許可することにご異議ありませんか。 (異議なしの声あり)
議長	ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり許可することに決しました。次に、整理番号４及び５は関連がありますので、一括して事務局長より提案理由の説明をいたします。事務局長。
事務局長	整理番号４及び５について説明いたします。譲受人は皆沢在住の〇〇氏、認定農業者、譲渡人は皆沢在住の〇〇氏及び山形市在住の〇〇氏であります。皆沢地内の畑３筆について、所有権を移転するものであり、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上の計画の内容は、旧基盤強化法第１８条第３項の各要件を満たすと考えます。以上で説明を終わります。
議長	ただいまの説明について、質疑があれば発言を許します。 (なしの声あり)
議長	発言なしと認めます。お諮りいたします。整理番号４及び５については原案のとおり許可することにご異議ありませんか。 (異議なしの声あり)
議長	ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり許可することに決しました。次に、整理番号６について事務局長より提案理由の説明をいたします。事務局長。
事務局長	整理番号６について説明いたします。譲受人は皆沢在住の〇〇氏、認定農業者、譲渡人は皆沢在住の〇〇氏であります。三上地内の田２筆について、所有権を移転するものであり、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上の計画の内容は、旧基盤強化法

	第 18 条第 3 項の各要件を満たすと考えます。以上で説明を終わります。
議長	ただいまの説明について、質疑があれば発言を許します。 (なしの声あり)
議長	発言なしと認めます。お諮りいたします。整理番号 6 については原案のとおり許可することにご異議ありませんか。 (異議なしの声あり)
議長	ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり許可することに決しました。次に、整理番号 7 について事務局長より提案理由の説明をいたします。事務局長。
事務局長	整理番号 7 について説明いたします。譲受人は藤吾在住の〇〇氏、認定農業者、譲渡人は石曽根在住の〇〇氏であります。石曽根地内の田 4 筆について、所有権を移転するものであり、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上の計画の内容は、旧基盤強化法第 18 条第 3 項の各要件を満たすと考えます。以上で説明を終わります。
議長	ただいまの説明について、質疑があれば発言を許します。 (なしの声あり)
議長	発言なしと認めます。お諮りいたします。整理番号 7 については原案のとおり許可することにご異議ありませんか。 (異議なしの声あり)
議長	ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり許可することに決しました。
議長	日程 6、議第 4 号、第 513 回農用地利用集積計画の利用権設定について議題といたします。内容については事務局長より説明いたします。事務局長。

事務局長	議第４号、第５１３回農用地利用集積計画の利用権設定について説明いたしますので、議案書の７ページをお開きください。３件の申請がございました。 整理番号１から３は関連がありますので一括して説明いたします。借り人は山形市在住の〇〇氏、認定農業者、貸し人は宮城県仙台市在住の〇〇氏、三上在住の〇〇氏及び相生在住の〇〇氏であります。三上地内の田３筆、相生地内の田１筆について、賃借権を設定するものであり、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上の計画の内容は、経営面積、従事日数など旧基盤強化法第１８条第３項の各要件を満たすと考えます。以上で説明を終わります。
議長	ただいまの説明について、質疑があれば発言を許します。 (なしの声あり)
議長	発言なしと認めます。お諮りいたします。整理番号１から３については原案のとおり許可することにご異議ありませんか。 (異議なしの声あり)
議長	ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり許可することに決しました。
議長	日程７、議第５号、第５１４回農用地利用集積計画の転貸を伴う利用権設定について議題といたします。内容については事務局長より説明いたします。事務局長。
事務局長	議第５号、第５１４回農用地利用集積計画の転貸を伴う利用権設定について説明いたしますので、議案書の８ページをお開きください。５件の申請がございました。全て農地中間管理機構を通じた貸借であり、転貸者は全て山形市に事務所を有する公益財団法人やまがた農業支援センターです。 整理番号１及び２は関連がありますので一括して説明いたします。借り人は皆沢に事務所を有する株式会社〇〇、貸し人は金生西三丁目在住の〇〇氏であります。関根地内の田１０筆について使用貸借権又は賃借権を設定するものであり、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上の計画の内容は、旧基盤強化法第１８条第３

	項の各要件を満たすと考えます。以上で説明を終わります。
議長	ありがとうございました。ただいまの説明について、質疑があれば発言を許します。 (なしの声あり)
議長	発言なしと認めます。お諮りいたします。整理番号１及び２については原案のとおり許可することにご異議ありませんか。 (異議なしの声あり)
議長	ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり許可することに決しました。次に、整理番号３及び４は関連がありますので、一括して事務局長より説明いたします。事務局長。
事務局長	整理番号３及び４について説明いたします。借り人は山形市在住の〇〇氏、貸し人は阿弥陀地在住の〇〇氏及び〇〇氏であります。阿弥陀地地内の畑２筆について賃借権を設定するものであり、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上の計画の内容は、旧基盤強化法第１８条第３項の各要件を満たすと考えます。以上で説明を終わります。
議長	ただいまの説明について、質疑があれば発言を許します。 (なしの声あり)
議長	発言なしと認めます。お諮りいたします。整理番号３及び４については原案のとおり許可することにご異議ありませんか。 (異議なしの声あり)
議長	ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり許可することに決しました。次に、整理番号５について説明いたしますが、富田憲一委員が当事者となっておりますので、農業委員会に関する法律第３１条第１項の規定により、富田委員の退席を求めます。 (富田委員、退席)

議長	それでは、整理番号５について、事務局長より説明いたします。事務局長。
事務局長	整理番号５について説明いたします。借り人は中山在住の〇〇氏、貸し人は中山在住の〇〇氏であります。中山地内の田１筆について賃借権を設定するものであり、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上の計画の内容は、旧基盤強化法第１８条第３項の各要件を満たすと考えます。以上で説明を終わります。
議長	ただいまの説明について、質疑があれば発言を許します。 (なしの声あり)
議長	発言なしと認めます。お諮りいたします。整理番号５については原案のとおり許可することにご異議ありませんか。 (異議なしの声あり)
議長	ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり許可することに決しました。ここで、富田委員の着席を許可します。 (富田委員、着席)
議長	日程８、議第６号、令和７年度農業労働賃金・機械利用料金標準表の公表について議題といたします。事務局長より提案理由の説明いたします。事務局長。
事務局長	議第６号、令和７年度農業労働賃金・機械利用料金標準表の公表について説明いたしますので、議案書の１０ページをお開きください。 本標準表の作成にあたりましては、農業委員・農地利用最適化推進委員、認定農業者から意見の聞き取りを行い、その内容を踏まえて農政専門委員会を開催して検討いたしました。その結果、農業労働賃金の一般の部については、金額を１日当たり４８０円上げて８,０８０円、１時間あたり１,０１０円とし、早朝を１時間あたり１０円上げ１,２１０円、オペレーターを１時間あたり３０円上げて１,３１０円としました。また、果樹の部、剪定を１時間当たり１,２１０円、ジベ処理を１時間当たり１,０１０円、一般果樹及び選別・箱詰を１日当たり８,０８０円とし、さくらんぼの収穫を１時間

	当たり 1,020 円、早朝を 1,320 円、さくらんぼの雨よけテント張りを 1,670 円、ぶどうの雨よけテント張りを 1 時間 1,370 円、干柿作業を 1 時間当たり 1,010 円としました。 また、今年度は機械利用料金も改訂しております。水田耕起と代かきを 8,100 円、畑耕起を 8,800 円、田植えを 7,600 円、コンバインを 17,300 円、乾燥の半乾を 820 円、調整作業を 820 円、色彩選別を 540 円、刈払いを 1,300 円、S・S 防除を 4,100 円としました。
議長	これより質疑に入ります。質疑があれば発言を許します。 (なしの声あり)
議長	発言なしと認めます。お諮りいたします。議第 6 号、令和 7 年度農業労働賃金・機械利用料金標準表の公表については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。 (異議なしの声あり)
議長	ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり決しました。
議長	日程 9、議第 7 号、農地賃借料情報の公表について議題といたします。事務局長より提案理由の説明をいたします。事務局長。
事務局長	議第 7 号、農地賃借料情報の公表について説明いたしますので、議案書の 11 ページをお開きください。 農地賃借料情報の公表については、農地法第 52 条に基づき、農地の賃貸借契約の参考情報として提供するものであります。農地法第 3 条及び農用地利用集積計画の賃借料をもとに計算した 10a あたりの賃借料を公表するものでありますが、対象データが少ないため、令和 5 年 1 月から令和 6 年 12 月までの 2 か年分を集計しております。なお、中間管理機構による取扱い分については、平均ではなく、標準の 10a あたり 10,000 円で、表記することにしております。なお、水田の区分 2、3 及び畑については、対象件数が少ないため表示しておりません。以上で説明を終わります。
議長	これより質疑に入ります。質疑があれば発言を許します。 (なしの声あり)

議長	発言なしと認めます。お諮りいたします。議第7号、農地賃借料情報の公表については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。 (異議なしの声あり)
議長	ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり決しました。
議長	日程10、承認第1号、上山市農業委員会事務局職員の任免の取扱いについて議題といたします。事務局長より提案理由の説明をいたします。事務局長。
事務局長	承認第1号、上山市農業委員会事務局職員の任免の取扱いについて説明いたしますので、議案書の12ページをお開きください。農業委員会等に関する法律第26条第3項の規定により、事務局職員の任免は農業委員会が行うこととなっておりますが、令和7年4月1日付けの事務局職員の任免の取扱いについて、会長に委任をいただきたいというものでございます。以上で説明を終わります。
議長	これより質疑に入ります。質疑があれば発言を許します。 (なしの声あり)
議長	発言なしと認めます。お諮りいたします。承認第1号、上山市農業委員会事務局職員の任免の取扱いについては、会長に委任することにご異議ありませんか。 (異議なしの声あり)
議長	ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり承認されました。
議長	日程11、報告第1号、農地法第18条の規定による通知書の受理について報告いたします。内容については事務局長より報告いたします。事務局長。
事務局長	報告第1号、農地法第18条の規定による通知書の受理について報告いたしますので、議案書の13ページをお開きください。10件の届出がございました。 整理番号1について報告いたします。貸し人は久保手在住の〇〇氏、

	借り人は山形市に事務所を有する公益財団法人〇〇であります。久保手地内の田 1 筆について解約するもので、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。なお、解約後の耕作者は、決定しております。以上で報告を終わります。
議長	ただいまの報告について、質問があれば発言を許します。 (なしの声あり)
議長	発言なしと認めます。次に、整理番号 2 から 7 は関連がありますので一括して事務局長より報告いたします。事務局長。
事務局長	整理番号 2 から 7 について報告いたします。公益財団法人やまがた農業支援センターを通した転貸を行っていたもので、貸し人は久保手在住の〇〇氏、〇〇氏及び〇〇氏、借り人は山形市に事務所を有する有限会社〇〇であります。久保手地内の田 3 筆について解約するもので、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。なお、解約後の耕作者は、決定しております。以上で報告を終わります。
議長	ただいまの報告について、質問があれば発言を許します。 (なしの声あり)
議長	発言なしと認めます。次に、整理番号 8 について事務局長より報告いたします。事務局長。
事務局長	整理番号 8 について報告いたします。貸し人は山形市在住の〇〇氏、借り人は小穴在住の〇〇氏であります。先ほど議決いただきました第 5 1 2 回農用地利用集積計画の所有権移転に伴い、小穴地内の畑 2 筆について解約するもので、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上で報告を終わります。
議長	ただいまの報告について、質問があれば発言を許します。 (なしの声あり)
議長	発言なしと認めます。次に、整理番号 9 について事務局長より報告い

	たします。事務局長。
事務局長	整理番号 9 について報告いたします。貸し人は金谷在住の〇〇氏、借り人は金谷在住の〇〇氏で、両者は親子であります。金谷地内の田 1 筆について解約するもので、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。なお、解約後の耕作者は、決定しております。以上で報告を終わります。
議長	ただいまの報告について、質問があれば発言を許します。 (なしの声あり)
議長	発言なしと認めます。次に、整理番号 1 0 について事務局長より報告いたします。事務局長。
事務局長	整理番号 1 0 について報告いたします。貸し人は宮城県仙台市在住の〇〇氏、借り人は宮脇在住の〇〇氏であります。先ほど議決いただきました第 5 1 3 回農用地利用集積計画の利用権設定に伴い、三上地内の田 2 筆について解約するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上で報告を終わります。
議長	ただいまの報告について、質問があれば発言を許します。 (なしの声あり)
議長	発言なしと認めます。
議長	日程 1 2、報告第 2 号、農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について報告いたします。内容については事務局長より報告いたします。事務局長。
事務局長	報告第 2 号、農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について報告いたしますので、議案書の 1 6 ページをお開きください。9 件の届出があり、全て相続により所有権を取得したものです。なお、整理番号 7 については農業委員会によるあっせん等の希望有となっております。以上で報告を終わります。

議長	ただいまの報告について、質問があれば発言を許します。 (なしの声あり)
議長	発言なしと認めます。
議長	日程 13、報告第3号、使用貸借契約の解約書の届出について報告いたします。内容については事務局長より報告いたします。事務局長。
事務局長	報告第3号、使用貸借契約の解約書の届出について報告いたしますので、議案書の17ページをお開きください。4件の届出がございました。 整理番号1について報告いたします。貸し人は牧野在住の〇〇氏、借り人は牧野在住の〇〇氏で、両者は親子であります。牧野地内の田3筆について解約するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。なお、解約後の耕作者は決定しております。以上で報告を終わります。
議長	ただいまの報告について質問があれば発言を許します。 (なしの声あり)
議長	発言なしと認めます。次に、整理番号2について事務局長より報告いたします。事務局長。
事務局長	整理番号2について報告いたします。貸し人は山形市在住の〇〇氏、借り人は皆沢在住の〇〇氏で、両者は親子であります。皆沢地内の畑9筆、田1筆について解約するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。なお、解約後の耕作者は一部決定しております。以上で報告を終わります。
議長	ただいまの報告について質問があれば発言を許します。 (なしの声あり)
議長	発言なしと認めます。次に、整理番号3について事務局長より報告いたします。事務局長。

事務局長	整理番号 3 について報告いたします。貸し人は原口在住の〇〇氏、借り人は原口在住の〇〇氏で、両者は親子であります。先ほど議決いただきました農地法第 3 条の規定による所有権移転に伴い、原口地内の畑 1 筆について解約するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上で報告を終わります。
議長	ただいまの報告について質問があれば発言を許します。 (なしの声あり)
議長	発言なしと認めます。次に、整理番号 4 について事務局長より報告いたします。事務局長。
事務局長	整理番号 4 について報告いたします。貸し人は細谷在住の〇〇氏、借り人は細谷在住の〇〇氏であります。細谷地内の畑 5 筆について解約するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。なお、解約後の耕作者は決定しております。以上で報告を終わります。
議長	ただいまの報告について質問があれば発言を許します。 (なしの声あり)
議長	発言なしと認めます。
議長	日程 1 4、報告第 4 号、非農地証明書の交付について報告いたします。内容については事務局長より報告いたします。事務局長。
事務局長	報告第 4 号、非農地証明書の交付について報告いたしますので、議案書の 1 9 ページをお開きください。3 件の申請がございました。 整理番号 1 について報告いたします。申請人は山形市在住の〇〇氏及び〇〇氏であります。金瓶地内の田 1 筆について申請があったものです。飲食店として利用するため、昭和 5 3 年に 5 条許可を得ていましたが、地目変更を怠っていたため、非農地証明書を発行したものです。以上で報告を終わります。
議長	ただいまの報告について、質問があれば発言を許します。

	(なしの声あり)
議長	発言なしと認めます。次に、整理番号２について事務局長より報告いたします。事務局長。
事務局長	整理番号２について報告いたします。申請人は千葉県佐倉市在住の〇〇氏であります。新丁地内の畑２筆について申請があったものです。平成２年に住宅を建築し、以後宅地として利用してきたもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。農地性を失って２０年以上経過していることから、非農地証明書を発行したものです。以上で報告を終わります。
議長	ただいまの報告について、質問があれば発言を許します。
	(なしの声あり)
議長	発言なしと認めます。次に、整理番号３について事務局長より報告いたします。事務局長。
事務局長	整理番号３について報告いたします。申請人は皆沢住の〇〇氏であります。皆沢地内の畑１筆について申請があったものです。平成９年に車庫を建築し、以後宅地として利用してきたもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。農地性を失って２０年以上経過していることから、非農地証明書を発行したものです。以上で報告を終わります。
議長	ただいまの報告について、質問があれば発言を許します。
	(なしの声あり)
議長	発言なしと認めます。 最後にお諮りいたします。本総会において議決された議案の中で、字句、数字等の整理を要するものについては、その整理を議長に委任願いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。
	(異議なしの声あり)

議長	ご異議なしと認めます。よって、字句・数字等の整理を要するものについては、議長に委任することに決しました。 以上をもって、本日の総会の日程は全部終了いたしました。
----	--

(終了時刻 午後 2 時 1 2 分)

議事録署名委員

議事録署名委員